

厚生労働省所管会計事務取扱規程の一部を改正する訓令案 新旧対照条文

○ 厚生労働省所管会計事務取扱規程（平成13年厚生労働省訓第23号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の基準）</p> <p>第22条 厚生労働省所管に係る請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）についての予決令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が契約毎に、次の各号のいずれかに該当した場合とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p><u>五 ビルメンテナンス業務及び警備業務の委託に係る契約については、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、当該合計額に予定価格算出の基礎となった消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額に満たない場合</u></p> <p><u>(1)直接人件費の額</u></p> <p><u>(2)直接物品費の額</u></p> <p><u>(3)業務管理費の額に10分の3を乗じて得た額</u></p> <p><u>(4)一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額</u></p> <p>六 製造その他の請負契約（<u>第二号から第五号</u>までに係る契約を除く。）については、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合</p>	<p>（契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の基準）</p> <p>第22条 厚生労働省所管に係る請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）についての予決令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が契約毎に、次の各号のいずれかに該当した場合とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>五 製造その他の請負契約（<u>第一号から第四号</u>までに係る契約を除く。）については、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合</u></p>

別表第6（第8条関係）

部局	契約担当官	契約担当官代理	分任契約担当官	分任契約担当官代理	委任事務の範囲
本省	大臣官房会計課長	官房長			(略)
			(削る)	(削る)	(削る)
			健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長		一般会計に係るものであって、 <u>(項) 感染症対策費(目) 医薬品買上費</u> により取得した医薬品で本省内部部局に属するものの契約に関する事務
			(略)		
(略)					

別表第6（第8条関係）

部局	契約担当官	契約担当官代理	分任契約担当官	分任契約担当官代理	委任事務の範囲
本省	大臣官房会計課長	官房長			(略)
			健康・生活衛生局感染症対策部長	健康・生活衛生局感染症対策部長	<u>一般会計に係るものであって、新型コロナウイルス感染症に係る治療薬の配送、保管、譲渡及び廃棄に係る契約に関する事務</u>
			健康・生活衛生局感染症対策課長		一般会計に係るものであって、医薬品買上費により取得した医薬品で本省内部部局に属するものの契約に関する事務
			(略)		
(略)					

(略)

(略)